

教育訓練給付制度支給要件調査

年 月 日

聖徳大学短期大学部 通信教育部 図書館司書課程

受講番号	2703-21	氏 名	
------	---------	-----	--

○支給要件期間について（該当に○をつけてください。）

雇用保険の一般被保険者（在職者）

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講開始日において、被保険者であった期間が受講開始日において通算3年以上の方（連続3年である必要はなく転職しても途中の空白期間が1年以内であれば対象）または教育訓練給付金の支給を受けたことのない人に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上の方

雇用保険の一般被保険者であった方（離職者）

受講開始日において雇用保険の一般被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降受講開始日までが1年以内であり、通算3年以上の雇用保険の一般被保険者期間がある方

■受講開始日

受講開始日とは、教育訓練所定の開校日からとなります。

■支給要件期間

支給要件期間とは、受講開始日までの間に、同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間のことをいいます。

※その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなど被保険者であったことがあり、被保険者の資格の空白期間が1年以内の場合には、その被保険者であった期間が通算できます。

※過去に、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は、通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上必要になります。

○教育訓練給付制度希望調査（いずれかの該当する欄に必ず○をつけて下さい）

教育訓練給付金の受給要件を満たし、かつ給付金の支給を希望する

教育訓練給付金の支給要件を満たし、かつ給付金の支給を希望しない

教育訓練給付金の支給要件に該当しない

受付印

受給要件照会の有無 有 無 （該当に○をつけてください。）

最終提出期限：春学期（4月）入学生 5月28日（金）（必着）
 秋学期（10月）入学生 12月3日（金）（必着） } 入学後より随時受付